

# 農地改革過程の特質——村落内調整の意識

島袋 善弘

A Study on Land Reform in Japan  
— Compromise between Landowner and Tenant Farm —

SHIMABUKURO Yoshihiro

キーワード：農地改革 山梨県 農地調整

Key words : land reform, Yamanashi prefecture, tenant right

## はじめに

農地改革は、戦前期日本農業の二つの特徴である地主的土地所有と零細農民経営のうち、前者を解体する一大改革であった。

この改革については、1960年代までに相当の研究が進められた。改革をめぐる最大の問題は、広範に行われた地主による小作農からの土地取上げである。これに対して農民組合による土地闘争＝「反封建闘争」が広範に行われたとするのが、80年代に至るまでの通説であった<sup>(1)</sup>。これに対して栗原百寿は『現代日本農業論』（1951年）で、「地主の土地取上げといっても、零細な地主が大きな小作農からわずかの面積の土地を取り上げて、零細経営を少しばかり拡張したというのが一般的であって、多かれ少なかれ小作農民層にとっても我慢のできる程度のものが大部分であるといわなければならない」<sup>(2)</sup>と、改革過程を円滑なものとして捉える見解を示している。

ところが、1990年代に入って、戦後改革期の農業問題の見直しが行われ、その歴史的評価も大きく変わりつつある。西田美昭編著『戦後改革期の農業問題』は「農地改革実施過程における小作地引上げの内容は……地主対小作というより農民間の耕作権調整問題であった」<sup>(3)</sup>、「農家にとって

の地主的土地所有の重圧は農地改革以前に取り払われている」<sup>(4)</sup>と、農地改革期の土地問題＝反地主闘争のもつ意味を低く評価する見解を示している。この見解は栗原説を引継ぎ、小作地引上げ問題の内実を詳細に明らかにしたものともみてよい。本稿は、以上の研究史を念頭に置きつつ、農地改革過程における小作地取り上げ問題を「耕作権調整」という実体面ではなく、改革過程の「村落内調整」について、農地調整の意識・論理と方法を検討することを課題とする<sup>(5)(6)</sup>。

## 1. 農地改革推進体制——軍政部・県・農業会

### (1) 軍政部

農地改革は、農村の民主化を目的とする占領政策の柱のひとつであり、占領軍は末端の改革の進展に対しても重大な関心を寄せていた。農地改革が進行中の1947年6月18日の「山梨日々新聞」（以下山日47.6.18と略記する）は、「農地改革を阻むもの/ノーマン大尉困んで検討」という見出しで、軍政部による農地改革推進を伝えている。

「農地は働く者の手へ」と農地の改革は着々進みつつあるが、その反面、依然土地取上げはあとを絶たず農地のヤミ取引、ヤミ小作料なども横行して農地改革の進行を著しく阻ん

山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科

Department of Glocal Policy Administration, Faculty of Glocal Policy Management and Communications, Yamanashi Prefectural University

でいる。そこで何が一体この改革を阻んでいるのか、どうすればこれを打ち破ることができるか——この問題をめぐって十七日午前十時から軍政部で県農地部増田部長以下関係官、日農臼井、深沢、全農長坂、農青連手塚、井出、農業会山村生産部長らの県下農民団体代表者が参集、ノーマン大尉を囲んで真剣な論議を重ね農地改革を通しての農村民主化の具体的方策につき懇談した。

その後も山梨軍政部は、農地改革の趣旨を徹底させるべく、山日紙上に農地改革についての談話や解説を載せている。そして軍政部はときに強権的でもあった。例えば東山梨郡三富村の土地取り上げ問題について、返還命令を出すという強い姿勢を示した。

このように軍政部は農地改革を指導・督励し、実施過程を監視し、ときに強硬な態度で農地改革を促進する役割を果たした。

## (2) 県農地部

農地改革の遂行を目的として設置された農地部は、農地改革についての啓蒙と宣伝に努めた。県農地部長の報告書は「昭和二十一年十一月四日南巨摩郡富沢村を皮切に日農主催の啓蒙運動に県が合流して全郡下を講演し、ついで十一月末より十二月二十一日の選挙（農地委員会選挙—引用者注）のための啓蒙運動は山梨県農業会が主催となり全県下に亘って県より講師を派遣して講習、尚昭和二十三年一月より三月にかけて県主催の下に各郡各村で大々的に講習会、村民大会を開催して主力を啓蒙に努めた」<sup>(7)</sup>と、日農・農業会と協力して農地改革の趣旨徹底に努めたことを記している。

農地部は、市町村農地委員会選挙の啓蒙宣伝に努めたが、選挙は「一般的には低調で、立候補者は案外少なく初めての選挙で人選に苦しんでいるというのが現状であり、各地区とも大体無投票でゆく模様だ」（山日 46.12.18）とされた。

軍政部・農地部の啓蒙宣伝の努力にも関わらず、農地改革を免れるための「ヤミ問題」が、特に山

村地域で発生した。このような問題に対して農地部は「南都留郡の……成績不良町村の農地委員会に対しては思い切って解散命令を発し一斉解散させるべく準備を進めている」（山日 47.8.12）と解散をちらつかせつつ、直接指導に乗り出す姿勢を示した。

## (3) 農業会

県農業会は、46年10月下旬に農地改革に関わる作業を開始する。「各部落農業団体長、青壮年幹部、農地推進員、農業会職員」の参加をもって、「県農業会では今回施行された農地調整法の円滑な運用をはかるため、土地取上げ、農地委員会の運営等を中心に農地改革懇談会を各地で開催する」こととなった（山日 46.10.26）。

46年11月11日に決定された営農指導方針では、「農地改革の実践推進＝農民自体による自主的共同組織によって農地改革を完遂して農村の封建性を打破、民主的新農村を建設する。農地改革推進組織の確立と実践 1 県、郡市町村、部落に農地改革推進委員会を設置する 2 農地改革推進委員会の実践方針としては、農地委員に適格者を推薦する。耕作権の確立強化、小作料金納化・適正化の徹底、農地買収・売渡計画の適正化、農地交換分合計画の実践、未墾地開発の促進強化等」を掲げ、「目的具現に邁進する事となった」（山日 46.11.12）。県農業会が提唱した「農地改革推進委員会」は、11月下旬には農民組合・農村青年連盟と共に委員会を構成し、農地改革を推し進めることになる。なお役職は委員長に県農業会の有泉直松、副委員長に農民組合から臼井治郎、田中正則を配し、委員31名の構成は、県農業会9名、支部農業会7名、日農平野派5名、同臼井派4名、市町村農業会常務役職員会2名、農村青年連盟4名である。

推進委員会の「組織方法は各町村の自主的な意向によることとしたので委員数及びその内容は何れも一定せず、十名から十二、三名程度で自作、小作の階層が断然圧倒的で、北巨摩、中巨摩等では特に青年層の進出が著しい。中には部落会長、常会長等の村の古い顔役がそのまま委員になって

いるところもあり農民組合幹部は大体委員に加わっている」(山日 46.12.14)といわれるように、活動的なグループを核として、町村内の各階層を組織する形が多いのではないと思われる。

このように農地改革は、軍政部と県農地部の監視・指導・督励の下で、農業会の推進体制に支えられて進められることになるが、改革過程を検討する前に、改革前の農村がどのような状況であったかを見よう。

## 2. 改革前土地取り上げの実態

戦争終結後問題となった、地主の土地取り上げの実態はどのようなものであろうか。改革が始まる前(市町村農地委員会選挙が行われた46年12月20日以前)の土地取り上げ問題を扱った記事を見よう。

### ①「取上げる血の小作地/県内返還要求漸増」

農村に根強く巢食う封建性打破の為には先づ農地の解放によって、地主と小作人との宿命的な絆を断ち切って耕作権を確立すると共に土地を働く農民の手に返すことが肝要である。然し乍ら現実の姿は之と逆行して農地を農民に解放するどころか逆に土地返還要求が日を追って増加しつつある。

本県における小作争議の殆ど全部がこの土地取上げから起こったものである。その実情を見ると二十年度の調停申立件数は六十九件であったが、本年に入ってから果敢激増、一月から五月末の間に……合計百十件となり、其後も増加の趨勢にある。然し調停にかかり表面化するものはその一部分にしか過ぎず、その調停件数の増加率に正比例して表面化するに至らない土地取上げ問題も相当あるものとみられる。……調停に現れた傾向から見ると、対象となる土地の面積は殆ど一反、二反の小農地で、……地主一人に対し小作人も一人といったものが大部分で、我国の集約的小農経営の特徴がにじみでてゐる。土地取上げの原因は闇値による横流しといった悪質のものよりは、小作料の金納化、ひつ迫する食糧事情、或は家族の引揚復員等による増加等か

ら配給のみでやりくりのつかない小地主が、食糧獲得の為、自分で耕そうとして土地(取り上げを求めたものである)(山日 46.6.10)。

### ②「農地移動禁を潜る地主攻勢/動いた八割は闇」

昨年十一月二十三日から本年七月末までに行はれた農地移動の八割以上が農地委員会の承認(農地法九条三項)を得てゐない不当な移動といへるのであり、更に価格の点について正規の価格の数倍の闇価格で取引されたものである……平均反別は一反一畝、小作人一人当り九畝二十歩。この数字でもわかる様に土地取上げの対象となつてゐる土地が如何に零細であり、且つ地主攻勢といはれるものの本体は大地主ではなく零細地主であるといふことと同時に同時に、日本農業の特性たる過小性がここにまざまざと看取出来よう(山日 46.9.4)。

### ③「禁止を外に取上/土地に未練の横暴地主」

小作人某氏談=自分も取上げられた一人だ。地主のうちにはやむにやまれぬ理由のあることも承知しているが、小作人が法律を知らないのを利用して甘い汁をすう根性はいけない。農調法でゆけば昨年十一月二十三日以降は小作人の権利で、小作地を取上げられることはないが、法律はあく迄最悪の場合の防衛方法で、出来ることならこの際半分わけという様な双方うまくゆく方法が考えられていいのではないか。永い間の関係もあり、同じ村に住む人間としていがみ合うのは面白くない。敗戦日本の農村経済再建には双方が平均にうまくゆくことが必要で、農調法が小作人を保護するからといって、これに甘へてはならないと思う。我々の腹は其処にあるのだが、然し地主側でわかってくれぬのならば、最後は調停裁判より外あるまい(山日 46.11.23)。

この三つの記事からは、第一に「取上げる血の小作地」「地主攻勢」「横暴地主」という仰々しい

見出しにもかかわらず、記事の内容は「配給のみでやりくりのつかない小地主が、食糧獲得の為に、「地主攻勢の……本体は大地主ではなく零細地主であるということ」、「地主のうちにはやむにやまれぬ理由のあることも承知している」といったものであり、むしろ生活困難な状況にある「地主」の姿が見えてくる。この記事からは、第二に「同じ村に住む人間としていがみ合うのは面白くない」という村落意識が、農調法を超えるものとして指摘されていることが注目される。

類似の記事は、「食糧の逼迫と併行して地主の小作地引上げ問題を繞る紛争は最近急激に増加してをり」（山日 46.6.28）、「非耕作地主は代用食の素材さへも無く、食料事情は極度に行詰まって居り」（山日 46.10.10）等、たびたび掲載されている。

土地取上げに対して、県では一切の農地移動を禁止する通牒を発し（山日 46.8.3）、「農地の移動については昨年（45年—引用者註）十一月二十三日に遡って再検討を加へ、たとえ従来の町村農地委員会が承認したものといたへども不当なものは許可せず、特に地方長官の許可や農地委員会の承認を受けないものに対しては農調法十一条の四（二年以下の懲役又は一万円以下の罰金）を適用、断固たる処置をとる方針」であった（山日 46.11.23）。そして県警察部では農地関係事犯の取締対策として「小作人は地主との腐れ縁にとらはれ……不当な措置に泣寝入りすることが多いので斯かることのない様警察では告訴、告発、投書等を希望する」、「小作地の取上げ問題等は個々に特有の性格を持つ犯罪であり、影響するところが大きいので……悪質重大犯を狙ひ撃ち式に検挙するを重点」とする方針を決定した（山日 46.11.14）。

このように中小地主の土地取上げが頻発し、県が対応に追われる中で農地改革は開始される。

### 3. 農地改革過程——村落内調整の特質<sup>(8)</sup>

〔改革初期の意識〕 農地改革が開始されようという時期、47年1月23日の山日は「農地改革への私の抱負/各層代表委員は語る」題する特集記事を組んでいる。その地主委員の談話から見

よう。

青柳欣一氏（龍王村）今回の改革の精神からいけば、地主という階級は農村から姿を消して、耕地はすべて耕作農民の手に渡されるべきだ。残された一町歩もこの際農地改革を更に完全ものとするため思ひきってなげだすべきだ。中には自分で自作するからといって小作人から土地を取上げているものもあるが、今まで全然自分で耕作の苦勞をしていない不在地主や疎開先から引揚げた地主達に耕作できるはずがない。地主は……有難い土地を手放すことは確かに苦痛には違いない。切っても切れない執着があるのも無理はない、然し働くものへと移った。従って旧地主はアッサリと思いつきよく耕作農民へ一切を明けわたすのがよい。地主も小作も自作も一つになって新しい村を作る。私の農地革命による理想の村とはこんな姿だ。

この地主委員の談話は興味深い。第一に農地改革を積極的に推進するという公式的見解を表明し（これは、改革に対する抵抗の困難さを認識した地主のあきらめを表明したものと解することができる）、第二に地主の土地への執着の強さを指摘する。第三に、地主は耕作主体としてはかなり限定された能力を持ち合わせるに過ぎないことをのべている。この3点は、農地改革過程での土地取上げの特質に関わる点である。

次に小作委員の談話を見よう。

雨宮猛三郎（甲運村委員長）自村の農地委員として……出来れば村内の地主層を歴訪して、和平裡に小作関係をなくそうと思っている。村の農地委員会の委員長には地主層の推薦によってなったような次第で、このことは村の今後の土地解放が各層間の話合いで大丈夫うまく促進できるという示唆をなすものと信じている。農地改革も歴史の必然でもう古い力では阻止しえないのだから早く時代精神に目ざめた地主が利口ということになる。……最後に引揚げ地主の場合、法的にも救済規定があるが、我が村ではいかなる理由にしろ耕

作権を放棄した者より先に耕作者の権利と生活を保証するのが此の法の精神だと建前に則り、また一方引揚げ地主にもよいようにと、独特の方法として村の恩賜林八十町歩のうち五十町歩の開拓を計画、完成の暁は小作人に貸してある反別だけ優先的に彼らにとらせることにした。

小作農の談話で注目すべき点は、第一に改革の徹底を強調する公式的見解を表明し、第二に改革は村の各層の話合いで平和裡に行われるべきこと、第三に外地からの引揚げ地主などの利害（というよりも生活問題である）を考慮せざるを得ないこと、以上三点を指摘していることである。小作農の談話も改革過程での土地取り上げの特質に関わる点である。

〔農地委員会による調整〕 改革はどのように進んだのであろうか。地主が改革に全面的に協力する場合もある。「話のわかる地主さん/なごやかな玉幡村の農地買上」という見出しで紹介されている次の記事がそれである。

中巨摩郡玉幡村の農地改革による買上げ対象小作地は不在地主分三十町歩、在村地主分六十町歩で、農地委員会では三月末第一次分として不在地主分三十町歩の買上げを始めたが、不在地主五十人が一人の異議申立てもなく完了した。その際同村第一の在村地主であり農地委員会地主委員である長谷川氏は一人でも多く自作農を創設してもらいたいと全耕地二十八町歩の解放を申出た。この話を聞き、村内で反目し勝であった地主、小作の対立気分も和らぎ、七月の第二次買収も在村地主二十人六十町歩が、予定通りに完了するものと見られるに至った（山日 47.4.22）。

この例の場合はスムーズな改革が強調されるが、「反目」や「対立気分」があったことを見逃すべきではない。

しかし、このような終始円滑な小作地解放はむしろ例外的なものであろう。一般的には、村落内

で地主小作間の土地をめぐるさまざまな調整が行なわれる場合が多かったのではないと思われる。「認めすぎるぞ小作地取上げ/町村農委に警告」（山日 47.5.1）、「やめよヤミ会議/県・農地委員会へ注意促す」（山日 47.7.18）等の見出しで掲載された記事は、農地委員会を舞台として村落内調整が広範に行われていたことをうかがわせる。

実際の村落での調整はどのように行なわれたであろうか、農地委員会の会議録が比較的詳しく記されている東八代郡八代村の事例を見よう。

この村では妥協・調整によらない農地委員会決定が一例だけある。それは「中村昭の耕作地一畝十五歩を地主中村重一氏の返還主張の事由並中村昭氏代理人矢崎金一氏の小作権に対する主張の事由を陳情せり。各委員重一氏に対し譲歩方勧誘せるもあくまで取上度き意志にして決定せず、審議の結果採決と定まり、無記名投票にて十六票全部中村昭氏小作正当と決定。尚不法蒔付けたる作物については小作人の所得に全員異議なく決定せり」（1947年5月23日委員会）と記されている。ここでは地主の主張に根拠が無いことについて委員の間に異論が無いにも係わらず地主小作間での調整（小作の「譲歩」）を求め、円満解決を図っている。この事例から推測されるように、この村の農地委員会は土地返還をめぐる地主小作間の対立を、一方の主張のみを認めるのではなく、妥協によって解決を図ろうとしている。

このような姿勢をもつ委員会の調整は、農地委員会による調整、部落・区の農地委員による調整、当事者間の調整（農地委員会が仲介する）の三つの形をとって行なわれている。以下東八代郡八代村農地委員会の議事録で見よう<sup>(9)</sup>。

#### ①農地委員会による調整

（1947年7月24日委員会）

「議長……申請者野沢賢一代理人野沢忠次にかゝる返還審議申請を提出、議場に計りたるに、申請人代理野沢忠次は開拓引揚者としてすでに別途開拓に従事更生の途にあり、最近の中に開拓地に家だの新築の見とほしもつき返還申請の該耕地はその間蔬菜園としたき

趣にして、尚ほ現耕作者は五反歩程度の零細農家にして、これを返還せしめんか、八人の家族の生活を破綻せしむるなり、依って慎重審議せる結果、野沢忠次の開拓地の家屋に移転なし、尚ほ翌年一年間を該耕地を折半なし、両者に半づゝを耕作なさしむ。その後において地主代理野沢忠次は速に既耕作者飯島寿雄に返還耕作せしむ。尚ほ耕作物により翌年廻りの作物は其の作物の収穫の後に於いて引渡しをなすものとす。右議決す」(生活状況により耕作地を一時折半)。

#### ②農地委員会による調整

(1947年12月6日委員会)

「申請人金井光雄氏の土地返還の申請書を塩田書記朗読し相手方奥川政永氏の説明あり審議をせるに、奥川氏は関係なく、現耕作者渡辺長重氏に替地を地主より提供し、渡辺氏の現耕作地田を地主に返還せることが全委員の意見にて、委員会は渡辺長重氏耕作地六畝二歩及奥川政永氏の三畝歩は申請人に返還、其れに対して申請人金井光雄氏応分の耕地を渡辺長重氏に提供する事とし、申請を認定す」(土地返還の条件を調整——替地提供)。

#### ③部落・区の農地委員による調整

(1947年8月15日委員会)

「前回より保留となりたる前島雄輝氏申請に対する再審議に当り、塩田書記前回よりの経過を報告、相手方梶原栄作氏提出の……証明書を朗読、両者並証人商家風間若春氏意見を述べたるに対し、耕作反別、稼働人員等を考慮し前島氏不利を説明せるに、両者話合にて事件を解決する事となり、別室に入りたるに付、北委員伊藤、川村、宮沢氏立会にて話合う事にし、議長議会を休ケイす。再会、議長は北委員立会にて同等替地を出し円満解決せるに付、氏の申請は記録に止む」(地主不利が明らかであるにもかかわらず、替地提供で調整)

#### ④部落・区の農地委員による調整

(1947年12月6日委員会)

「議長……申請人樋口美毎氏の土地返還申請を議題に供し、申請人の説明を求め、相手方大塚氏の説明あり、矢崎武氏葬儀のため欠席、委員渡辺義雄氏に一任せる為渡辺氏説明、審議の結果南区委員を調停委員として関係者と談合せられたい旨を述べ委員会の意向を尊重して円満解決を希望し次回に延期す」(続報なし、区委員による調整を求める)。

#### ⑤当事者間の調整

(1947年8月15日委員会)

「続いて、田辺理平氏申請に係る審議となり、議長申請書朗読、塩田書記、相手方田辺稲作氏の書類朗読(小作契約書、証明書、貸与理由書)。此の事件は耕作権問題にして両者の意見では決定されず、一週間以内両者話合の事となり、未決定の場合は次回地主立会にて再審議の事に決定す」(続報なし、当事者間の話合いで解決を求める)。

#### ⑥当事者間の調整

(1948年4月2日委員会)

「岡区委員より申請人地主山本初男、相手方中村量政の件につき細部に亘り説明あり、審議せるに、本件は両者間に於ける契約書通りに履行し、応分の替地を相手方に供与するを正当と認めるも、然し本会議に於て採決せず、一応岡区委員より此の旨通知なし、次回に両者を招致の上決定することに決す」。(続報48年6月15日委員会)「申請人山本初男に対する審議は、相手方中村量政は小作人にして山本氏は地主で耕作反別は地主一町四反、小作人一町三反、稼働人員は両者とも同様な人数である。各委員より意見の発表があったが、結局相手方より申請人に、田＝中範田二五五六地番外七筆、一反三畝の折半として渡し、替地として畑を同等反別貰ひ受ける事に両者も承認せるに付、此事件は円満解決す」(替地提供で妥協)。

以上六つの事例から次のようなことが解る。

- 一、委員会は自ら決定せず、ほとんどの場合当事者間の調整に努めていること。当事者の一方（＝地主）が不利であると判断される場合でも、円満な解決を図っている。事例③が典型的である。
- 二、当事者の生活条件、耕作条件を考慮し、「公平な」妥協による解決を求めていること（事例①、事例⑥）。
- 三、調停の形は委員会の判断と、当事者の意向によると判断されること。

八代村の農地改革関係資料から、この村では農地調整法を厳格に適用するというのではなく、むしろ村落内の「公平」を図り、妥協による解決を求めていることがわかる。この場合の妥協は、地主の方に利益を与える形でなされる。

#### 4. 土地取り上げをめぐる意識

農地改革が徹底的に行なわれ、改革過程で土地取り上げが広範に行なわれたにもかかわらず大きな衝突・対立が伴わなかったのはなぜであろうか。戦前からの農民運動の歴史、戦時中の農地政策・食糧政策の展開、占領政策として行なわれたという事情など様々な要因があげられる。ここではそのような条件に加えて改革をめぐる農村・農民の意識を検討しよう。

##### (1) 市場経済意識

八代村の農地委員会の調整で、妥協（内実は小作人の譲歩である）がなされるのは、市場価格から乖離した低価格で小作地を自作地に変えることに対して、小作農が譲歩すべきであるという認識が地主のみならず、農地委員会にもあり、そして小作農にもそれを受け入れてよいとする意識が存在したからであると考えられる。その意識が「公平さ」「村の平和」「譲り合い」という言葉の背後にあって、改革過程を規定したと考えてよいであろう。「農地法を無視して小作地を取上げたり、依然物納を続けさせている地主が非常に多い」（南巨摩郡、山日 47.2.7）、「内密に物納その他話合いをつけヤミ取引するものもある」（南巨摩郡、

山日 47.3.3）という事例もそのような農村の意識に基づくものであろう。

このような意識は改革の遅れが問題になった山間部で顕著に示される。いくつか報道された中で最も地主の利害を貫徹しようとした事例が南都留郡忍野村<sup>(10)</sup>であった。それは次のように報道されている。

##### ①「村議も入交って公然農地のヤミ売/紊乱極まる忍野村」

南都留郡忍野村……に於ける土地取上げは昭和二十二年二月まで四十件に達し、現在もなお行われているほか、農地のヤミ売りが公然と行われ、村議までがこれに立会っているといった有様で、同村の農地の価格は田は反当六百円から六百九十円、畑は三百円から三百五十円だが、ヤミ価格は一等地田九千円（法定価格の十五倍）、畑四千五百円（同十五倍）、二等地で田八千円、畑四千円で、小作人はヤミで買わないと取上げられるとおどかされ、金策に青息吐息となっている。そこへ村議がこの間に入って田一反については米三俵、畑なら大豆三俵ではどうだという話も出ている。内野地区では解放面積の三分の二が既にヤミ取引で売買され、残りの三分の一は地主と小作の直接交渉で話が進められている。……これにたいして村の農地委員会はこれらの不法行為を全く黙認といった形で傍観して……いる」（傍点——引用者、山日 47.10.2）。

##### ②「紊乱の農地・忍野村の真相/地主は虚偽申告、小作人は無知/あ然たる調査班」

南都留郡忍野村の農地問題に関し、七日実地調査班として県農地課から井上事務官、左井技官、県農委から古屋委員長代理ほか四名が村役場に出張、渡辺忍野農委々員長以下全委員と……面接して詳細に調査した。

この日、共産党吉田支部渡辺、社会党同部長カヤ沼両氏の顔も見え、同村農民組合員三十余名が出席して午後一時から同村農委事務局の書類と陳情書を対照して調査を開始……

殊に農村の縁故関係の複雑さと封建性のために真相をばく露しかねる小作人の弱さを露呈したのもあったが、調査班の努力で漸次事情は判明した。(中略)

買収計画やりなおしに関し左井技官は次のように語る。

地主の申告が自分の都合のよいものになっているものが幾つかあった。数筆で五反八畝の土地を数年来自作しているように申告して小作人から取上げている大森氏、また地主渡辺勝氏から水田一段歩を借りている渡辺武氏の申告書は……本人の書いたものではなく、筆跡も印章も違ったものが提出されているということだ。また村の農地委員が田辺良小作人から引上げた水田一段歩は正当な理由があるものと思うが、正式な手続きがとられていない。こういう実際を見ると、もう一度小作人と地主から真実の申告をとりまとめ農地委員会で正当な取扱いをして行くより外ない、いわば買収計画の再樹立だ。……再申告によって更に一筆調査をやり直すわけだが、県でももう一度詳細に調査したい。村全体にわたって地主、小作間でヤミ取引しなければ農地は自分のものにならないというような考えの濃厚なことは見のがせないことで、私達としてはこれに重大な関心を持たずにはいられない。要するに事は小作人の無知によるものと思うので何とかして啓蒙して明るい農村にしたいものと思う(傍点——引用者、山47.10.10.)。

ここで注目しなければならないことは、土地取り上げや農地のヤミ売買が、地主の一方的な強要によってなされたものではなく、小作農の方に「ヤミで買わないと取上げられる」とか「ヤミ取引しなければ農地は自分のものにならない」という考えが濃厚に存在したと指摘されていることである。これは単に小作人の無知・地主小作間の封建的関係・農村の旧慣によるものと受取るべきではないことを示している。それは市場経済から著しく乖離した価格で農地を取得することについての不安(そして多少の後ろめたさ)を示している

と考えるべきであろう。

忍野村では「農村の封建的な関係のため」ではなく、「市場経済意識のため」に、農地改革は徹底しなかったと考えるべきであろう。

## (2) 共同体的生活(経済)意識

地主の利害が主張され、ある程度認められる場合がかなりあり、その多くは「市場経済意識」に基づく村落内調整だと考えられる。他方、先に見たように現実に食糧確保に困難な小地主の問題があり、その事情は様々である。たとえば外地からの引揚者については「裸一貫、無一文で引揚げてきた引揚者や復員軍人も、帰ってみれば唯一のたよりにしていた自分の土地も不在地主という名の下に買上げの対象となり、また小作人の多くは耕作権を主張してなかなか返還せず、各地でゴタゴタが起って異議や訴願の原因ともなっている」(山日 47.5.12) 状況が伝えられている。小作人の方で地主の生活状況を見かねることもあった。例えば「困窮の地主へ返す情/麗し小作人の土地返還」と題して次のように報道されている。

南都留郡福地村松山渡辺一さんは一町歩余りを全部小作して食糧増産に努めているが、渡辺正さんが兵に出たまま生死不明となっている上に、実弟五郎さんが戦災の為帰郷、わずかに五畝歩を農耕して一家を支えようとしているので、同村に三町六段歩の土地を持つ地主とも見えぬこの気の毒な生活振りを見て、渡辺勇さんは借りている一反五畝の水田を今年から作って食生活を切りぬけて下さいと、農地委員会を通じて返還した。一坪の土地もなかなか手放そうとしない中に珍らしい地主小作人の情愛と噂されている(山日 47.5.24)。

このような事情について47年9月から県農地部農地課に勤めて農地改革の実務を担っていた五味篤義氏<sup>(11)</sup>は次のように語っている(91年11月29日聞き取り)。

「地主でも若いときにはたくさん作ったけれど、歳をとって自分で作れんから、貸しちゃって、それが買収にひっかかって、生活に困るんですよ。そうすると小作人の方も分かって



いますからね。おれ達だけ生きりゃあいいというものではない。地主さんも生きなきゃならん。だから話合いで、地主さんにも返して、おれ達も生きれるようにしようじゃないかという話が小作人の方から出てきたところが多いんです。そうすると、小作地（地主の自作地になる）を7反残して、そしてあと買収してしまう。結局厳密に言えば法律違反ですがね。そういうものを全部買収しちゃってもいいようになっているんですが、それじゃあやっぱり昔からの関係で、地主の困るのを見て、知らん顔という訳にはいきませんかでしょう。お互い人間うまくやろうじゃないか、というような話合いをやったところもございます（噂としてはずいぶんあった）。かなりそういうことで助かった地主さんもあるですよ」「小作人がそのつもりであれば、別に県の方では文句は言いません、それで話合いがおとなしく出来るならば」。

また個人的な経験を次のように語っている。

「私のうちは現在の葦崎市で、当時は龍岡村というところなんです。そこで親父が年をとって、病気になって全部貸しちゃったんです。全部貸せば全部買収になるのが建前なんです。それじゃあ地主がかわいそうだと、小作人の一部の人が重立って話合いをしてくれたんですよ。で、私も出席しろというから出席しました。五味さんも生活がえらいんだから、皆で少し土地を返してやろうじゃないか、五味も生きていけるようにやろうじゃないかと言うと、皆、そうだ、それはいいことだ、ということで、今度は個々に入って、じゃおまえたくさん作っているから、小作人だったし、関係も深いから（私のところの子分だった人ですよ）。ところがその人は『別に子分でも何の関係もないんだ、俺は出さん』というので、他の小作の方が怒っちゃって、『おまえがそんなこと言うんじゃないならん、それじゃおしまいだ』、ということになっちゃったことがあるんですよ。私なんかは土地は返ってこないです」、皆、『とんでもない野郎だ』と

は思っている、口には出して攻撃はしません、欲が深すぎるといことは感じますけどね、個人的な攻撃はしません」。

この発言は改革過程の村落内調整の特質をよく示している。第一に、法的には地主の土地取上げは相当困難であった。この点は五味氏の「遡及買収は小作人の申し出があれば、厳格に適用された」という別の言葉でも表現されている。第二に、生活困難な地主に対しては村落共同体としての対応がなされ、それは「地主の攻勢」という性格のものとは異なる。第三に、そうした脱法的なこと（厳密に言えば法律違反）は特殊例外的なものではなく、かなり一般的に行われたのではないかと推測される。第四に、そうした村落内規制は強制力を持たず、小作人が拒否することが出来たこと。第五に、拒否した場合には、「とんでもない人」だとか「恩知らず」であるとか「強欲」であるとかいう、村落内での評価を甘受しなければならぬこと、従って通常の場合、村落内での話合いの結果をある程度受け入れざるを得なかったであろうということ（村落内での調整はいわばモラル・エコノミーの性格をもつ面があった）。五味氏居住の龍岡村の隣村野牛村では、小作人から地主に少しずつ返してもらう形で円満な土地返還を実現したし（五味氏からの聞き取り）、五味夫人の実家（甲府市相川）でも小作地を半分ずつ返還してもらった。また、龍岡の五味氏宅でも、その後親しい小作人から、自宅に地続きの7畝を返してもらい（その小作人は別の人から譲り受ける——これも村落内調整の一つとも考えられる）、当初さつまいもを、後に米を作ることになる（95年12月12日五味文恵氏からの聞き取り）。

◇ ◇ ◇

以上の農地改革過程の検討で次のような農村の意識が指摘できる。

- ①農地委員会が介在して地主・小作間の「妥協」・「調整」がなされる場合には低価格での買収・売渡に当って、地主に対する多少の譲歩は止むを得ないとする共通認識（市場経済意識）があり、それが改革を円滑に進める条件となって

いる。

②改革過程で「地主の横暴」「封建的な関係」「小作農の無知」いわれるような地主の利益を確保する形が強く出る場合には、市場価格から逸脱した価格での土地取得についての小作農の不安、被買収地主に対する申し訳ないという意識があって、それが改革過程に影響を与えたと考えられる。

③村落内での地主の生活に配慮する調整がなされる場合には、村落内構成員の生活を保証するのは共同体の役割だとする、共同体的生活意識（モラル・エコノミーとも言うべき意識）が存在したと考えられる。

農地改革過程は、①②の市場経済（農地の市場価格）についての共通意識と、③の戦後の混乱期の生活保証というモラル・エコノミー的な意識との、異質な二つの意識の中で、多少の逸脱（地主・小作間の種々のやりとりや農地委員会での調整）をとまなかつつ、展開されたといつてよいであろう。

しかし、村落内調整には限界がある。改革過程で問題が多かった南都留郡の七町村について「農調法の精神が徹底せず、……強い封建性から依然地主の勢力によって強く農地改革の進行を阻んでいるものと見られている。そこで県ではこれらの不良村に対し断固たる処置をとる模様で、早急に指導班を派遣しその実情を調査すると共に、改革遂行を強力に指導することになった」（山日47.7.5）といわれ、県の介入を招くことになった。「村の平和」にとって望ましい調整とは、県の介入を招かないレベルの「公平さ」「譲り合い」による調整であった。

### むすび——全国の動向について

農地改革過程で土地の取り上げ、土地のやみ売りが広範に行われたことについては、ほとんど全都道府県について指摘されている。ここでは特徴のあるいくつかの県を検討しよう。

長野県では、「第一次改革当時行われた土地売逃げについては、——その後も減少する傾向はみ

られなかった。売逃げの大部分は表面化していないため、その規模は容易に推測しがたい——日本勸業銀行土地売買価格調査によれば、『農地調整法および自作農創設特別措置法に規定する統制価格とは関係なく、売手、買手ともこの辺なら相応とみとめられる呼値、気配等の自由価格の中庸』<sup>(12)</sup>が存在した。

埼玉県では「多くの農地委員会を支配して居た思想は、所謂『封建的な義理人情論』であり『耕作者の地位の安定』といふ原則に『耕作する地主の若しくは耕作せんとする地主の地位の安定』といふ原則が持ちこまれ、せいぜい『地主と小作人との折半』が公平な原理として委員会の農地引上げに対する裁断の基準となつてゐるといふ状態であつた」<sup>(13)</sup>。

農地改革過程での小作地引上げを詳細に記録しているのが『徳島県農地改革史』である。「農地委員会は一般的に言って妥協的、協調的でよく言えば中立的であつた」、「大勢は割合に円満で協調的であつた」、「問題が紛糾すれば必ず妥協工作が行われ円満に関係者の間で妥協されればそれが一番好いものである」、「問題を解決するためには妥協を主要な要素と考えざるを得なくなる」<sup>(14)</sup>等の文章が村落内調整の広がりや示している。このような調整の基礎には次のような「常識」が村落内に形成されていた。

小作側が法律的立場に立つ主張であるのに反して、地主側は多く常識的な温情論であつた。

元来農村には、地主と小作人は親子の関係にあるという醇風美俗がある。この上夢想だにできなかった大改革が晴天の霹靂の如く地主の上に下されたのであるから、誰しも多少の同情は禁じ得ない。

皆んなが一応気の毒だと言う感じを持っている。こういう感情的な地盤は保守勢力にとって最も都合のよい温床である。だから地主側の主張が常識的な温情論であっても、否、その主張が常識的な温情論であるが故に大きな影響力を持つのである<sup>(15)</sup>。

つまり、小作人の「譲歩」による妥協を小作農

に受け入れさせる意識の形成である。

このように行われた土地取り上げは、村レベルの農地委員会については次のような形で行われた。

同県池田町では、「農地改革の前途を見通した地主は小作人に対し統制価格以上を要求し、——自作農創設面積——の過半数は統制価格違反反当価格徳島県平均八八二円に対し、多いものは五千円、少ないものでも二千円程度を要求した。秘密裡に行われ、価格違反の確認を握ることが極めて困難であった」<sup>(16)</sup>といわれ、阿波脇町では、「土地売り逃げは統制外価格によって総面積の五割が取り引きされたとされ、特に政治的関係者、教員、官公吏知識階層に多く見られたと言われている」<sup>(17)</sup>、「当時義理人情にからまれた温厚な小作人より不法取り上げされた土地の小作権の回復措置が取沙汰されなかった件数は改革事業の蔭に可成り多く眠っていたものと思われるものであり、かくして当町に於いては、この事が改革の平穏さ——に大きな役割を果たして買収売渡が順調に進捗したものと思われるのである」<sup>(18)</sup>と記されている。二つの町村では「地主の要求」「義理人情」という表現で「統制価格」を上回る農地価格についての意識が形成されていたことを示している<sup>(19)</sup>。

## 注

- (1) 1960年代までの研究については、農民運動史研究会編『日本農民運動史』(1961年)、青木恵一郎『日本農民運動史(全6巻)』(1959-62年)が手がかかりとなる。
- (2) 『栗原百寿著作集IV』(1978年)98ページ。なお戸塚喜久『各府県農地改革史』解説(1990年)は、各府県農地改革史の記述を整理して、改革は順調に進捗し、紛争問題は法の周辺部に限られることを記している。栗原の指摘は全国的に確認されたといえよう。
- (3)(4) 西田美昭編著『戦後改革期の農業問題』(1994年)249、520ページ。
- (5) 農地改革の研究状況については『農地改革論Ⅱ(昭和後期農業問題論集2)』(1986年)の暉峻衆三「解題 農地改革をめぐる論議」、庄司俊作『日本農地改革史研究』(1999年)を参照されたい。庄司著書は改革時の小作地引き上げと農民運動との関係を詳細に論証している。
- (6) 本稿は、群馬県について検討した拙稿「農地改革」(『日本村落史講座5』(1990年)を踏まえ、村落内調整の意識を明らかにするという視点から分析したものである。
- (7) 『農地改革資料集7』(1977年)666ページ。
- (8) 農地改革の基礎法である自作農創設特別措置法は、第三条で政府が買収する農地について細かく規定しており、改革逃れの違法・脱法行為は困難であることが理解される。しかし同法第六条で農地買収の手続きを市町村農地委員会に一任し、「自作農となるべき者の農地を買ひ受ける機会を公正にすること」「田畑の割合を適正にすること」と規定し、第十八条では売渡の手続きを市町村農地委員会に一任している。県農地委員会への訴願を呼び起こさない程度の調整を行う条件は存在したと考えられる。
- (9) 「八代村農地委員会議事録」は『山梨県史・資料編18』135~142ページに収録されている。
- (10) 忍野村の地主小作関係、農地改革(土地取り上げ・土地のやみ売り・やみ小作料など)については古島敏夫編『山村の構造』(1949年)を参照されたい。同書では、「このむらにおけるあまりにも地主的な農地改革を生んだものは——地主の小作に対する圧倒的な力の優位という、地主小作間の対抗的な力関係だと」指摘している(p.279)。また「かかる状態を生んだ一番直接の原因は、農地改革法令の公布直後に、農民組合に対抗して作られた地主会の力と、これに気脈を通じた旧農民組合側の裏切分子の暗躍であった。その著しい例は、小作農の利益を代表して小作農のために農地改革を闘いとるはずの小作委員のうち二人——しかもそのうち一人は旧農民組合の組合長であった——と、農地改革の実務を握っている主任書記(自作委員が兼任していた)とが、完全に地主側にだまされ、その手先となったことである」と記している(p.287)。
- (11) 五味篤義氏は、1913年北巨摩郡龍岡村生れ。京都帝国大学法学部卒業。三菱重工、住友本社などを経て46年七月山梨県警察部勤務後、47年9月山梨県農地部農地課勤務、農地改革に携わる。なお「農地被買収者給付金認定通知書」によると、五味家の被買収小作地は、3町8畝である。なお、五味氏の証言は『山梨県史・資料編18』143~44ページに収録されている。
- (12) 信濃毎日新聞社文化部編『長野県に於ける農地改革』(1949年)252~254ページ。
- (13) 農地委員会埼玉県協議会編『埼玉県農地改革の実態』(1949年)325ページ。なお「封建的な義理人情論」という言葉は、「村落社会内での市場経済意識を基礎

とする調整」と読み替えるべきであろう。

- (14)(15) 徳島県農地部農地課編『徳島県農地改革史』  
(1951年) 187～188 ページ、206～207 ページ。
- (16) 池田町史編纂委員会編『池田町史 (中巻)』(1983  
年) 448 ページ。
- (17)(18) 国見慶英『阿波脇町の農地改革と農委会史』  
(1987年) 16 ページ、33 ページ。
- (19) 個別事例を挙げれば、都市に近い機業地帯にある愛  
知県中島郡朝日村では「解放売渡価格がかなり広範  
に、公定価格を上廻ったことである。もちろん農地  
委員会において闇価格を公認したのではなく、地主  
と小作人の個別的取引を黙認したにすぎない。——  
その額は一般的には〔公定価格＋各土地の一年間の  
小作料の半分を現物で支払う〕といわれていた」(高  
橋伊一郎・白川清『農地改革と地主制』1955年、  
186～187 ページ)。